



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

プレス発表を行った目的を質す

申2号 社員に責任を負わせるプレス発表に対する緊急申し入れ

豊栄駅においてワンマン列車が、一部のお客さまを乗車させずに発車したことについて、マスコミ報道が行われました。

報道された内容によると新潟支社は「運転士のミラーによる乗降確認が不十分だった」と謝罪したうえで、対策についても公表したとしています。

運転業務を担う組合員・社員からは「やるべきことをやっていた運転士になぜ責任を負わせるようなプレス発表をするのか」「そもそもプレス発表する必要があるのか」など、疑義の声が多く寄せられています。

マスコミ報道により職場内に不満や疑心による緊張感が生じることは、安全運行を行う上で大きな障害であり、早急に解消する必要があります。

新潟地本は9月8日、申2号として「社員に責任を負わせるプレス発表に対する緊急申し入れ」を提出しました。



「申2号 申し入れ項目」

1. プレス発表の内容を明らかにすること。
2. プレス発表を行った理由と目的を明らかにすること。
3. プレス発表の結果、現場社員に責任を負わせる報道内容となっていることに対する認識を明らかにすること。
4. 本申し入れの回答は2025年9月15日に行うこと。

東北新幹線で相次ぐ車両故障 再発防止に向けて申し入れ提出

8月24日、東北新幹線・大宮～小山駅間を走行中の「やまびこ63号」の車両故障により、東京～盛岡駅間の上下線で運転を見合わせました。

東北新幹線では、走行中の列車分離が2度にわたります。

東日本ユニオンはこの間、新幹線統括本部との団体交渉を通じて原因の究明と対策に向けた議論を行い、新幹線における安全の確度を高め、重大事象を未然に防ぐための経営努力を求めてきました。

しかし、今回の事象を含め、原因は調査中として依然不明のままであることから、起こり得る事態を想定し事象を未然に防ぐこと

労使間の取扱いに関する協約 各種委員の名簿を提出 7月31日付で新潟支社に

第14回定期大会を終了し、新たな執行体制を確立したことから、新潟地本は7月31日付で「労使間の取扱いに関する協約」に基づき各種委員の名簿を新潟支社に提出しました。

同協約は、「健全な労使関係を確立し、もって社業の発展及びこれを基礎とした労働条件の維持向上

した対策がとられていないと言わざるを得ません。

この間の新幹線における度重なる重大事象の内容をみれば、安全に対する経営側の姿勢が厳しく問われます。

中央本部は9月4日に、幹申1号・8月24日に発生した東北新幹線「大宮～小山駅間 車両故障」に関する申し入れを新幹線統括本部に提出しました。

■幹申1号申し入れ項目

1. 8月24日、東北新幹線・大宮駅～小山駅間を走行中に発生した「やまびこ63号」の車両故障における原因と対策について明らかにすること。
2. 「やまびこ63号」の車両故障に起因するお客さまへの影響と経営に関する影響について明らかにすること。

エルダー組合員の交流を大事にしながら 分会運動の取り組みを担っていこう!

新潟地方本部 エルダー協議会 第4回定期総会



新潟地本エルダー協議会は5月25日、万代市民会館において第4回定期総会を開催しました。

渋谷会長は挨拶の中で、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方、人事・

賃金制度の改正について提案を受けた。特に現職の仲間は不安も大きいと思うが、悩みなどの相談にのって「いこう」「エルダー協議会はあと3年で全ての組合員が退職となるが、残された時間を現職の仲間と分会の取り組みに積極的に参加するなどして、共に奮闘して「いこう」と訴えました。

質疑では8名の組合員から、仲間のために、現職の組合員や職場の若いプロパー社員のために、と相手のことを考えて、誰かのために職場から取り組んできたという発言を多く受けました。

「分会運動に参加して一緒に取り組みを担って「いこう」「エルダー組合員間の交流を大事にしていこう」の2点を向こう1年のスローガンに、それぞれの職場で奮闘していくことを全体で確認しました。(エルダー協議会投稿)

や協議などにあたりまです。

●名簿を提出した各委員

●経営協議会委員

「会社の繁栄・発展を目的として、相互の意思疎通を図り会社運営の円滑を図るため」に設けられる経営協議会において労使間で協議を行います。

●団体交渉委員

組合員の労働条件の維持・改善のために、支社との間で団体交渉を行います。

●簡易苦情処理委員

組合員が転勤、転職、降職、出向、待命休職についての事前通知内容について苦情を有し、その解決を請求した場合に、その解決を図ります。

●苦情処理委員

組合員が労働協約・就業規則等の適用について苦情を有し、その解決を請求した場合に、その解決を図ります。